

お客様各位

レンタル総合補償（ワイド補償）制度



「ひと・もの・みらい」のため、安心してお使いいただきたい

レンタル機械のご利用期間中に「万が一」の事故が発生した場合に補償する

レンタル総合補償（ワイド補償）制度をご用意しました。

『レンタル出庫時から返却時まで』が補償対象となります。

レンタル機械ご利用期間中に発生する様々な事故に対応できるよう

当社引受保険会社との包括契約により対応しますので

当該パンフレット内容をお読みになりご理解くださいますようお願い申し上げます。

コ マ ツ 秋 田 株 式 会 社

制度ご案内

安心してお使いいただきたい

補償期間

レンタル出庫時から返却時までが補償対象となります。

補償料

レンタル料とは別途に補償期間相当分を請求させていただきます。

お客様ご負担金

事故発生時は1事故ごとに、お客様ご負担金をお支払いいただきます。

補償の種類		補償の対象		補償の内容			お客様ご負担金 (1 事故につき)			
				対人賠償	対物賠償	傷害				
賠償 補償	登録 ナンバー 付き P3 参照	レンタル カー	軽トラック、ダンプ クレーン付き車両 散水車 高所作業車 等	無制限 (1 事故 1 名)	無制限 (1 事故)	搭乗者傷害 1 千万円 入院 1 万円 通院 5 千円 (契約車両搭乗中 の 1 事故 1 名)	対人	－		
							対物 1 0 万円 (1 事故) 不課税取引			
		建設 機械	ホイールローダ タイヤローラ グレーダ コンバインド 等	無制限 (1 事故 1 名)	無制限 (1 事故)	－	対人	－		
							対物 1 0 万円 (1 事故) 不課税取引			
	登録 ナンバー 無し P4 参照	自走式 建設 機械	油圧ショベル ブルドーザ クローラダンプ その他	2 億円 (1 事故 1 名)	2 千万円 (1 事故)	－	対人 1 0 万円 (1 事故 1 名) 不課税取引			
							対物 1 0 万円 (1 事故) 不課税取引			
その他		発電機 コンプレッサ 小物機材類 その他	－	－	－	対人	－			
						対物	－			
動産 補償	登録 ナンバー 付き P5 参照	レンタル カー	軽トラック、ダンプ クレーン付き車両 散水車 高所作業車 等	レンタル期間中の当社機械に 破損事故や盗難等による損害が発生した場合 お客様がご負担する修理費等、 損害額の一部を補償いたします。 なお、修理中の休車損害や 運搬代等は補償されません。 また、高所作業車のバケット内 傷害補償はございません。			部分 損	1 5 万円 (税抜)		
			建設 機械				ホイールローダ タイヤローラ グレーダ コンバインド 等	高額 修理	修理費(税抜) 7 5 万円超の 場合、 修理費×2 0 % (税抜) ※	
	自走式 建設 機械	油圧ショベル ブルドーザ クローラダンプ その他	全 損 ・ 盗 難				再調達価額 ×3 0 ～5 0 % (税抜) ※			
		その他	発電機 コンプレッサ 小物機材類 その他				部分損 1 ～1 5 万円 (税抜) 高額修理、全損・盗難 は、上記※と同じ対応			
	登録 ナンバー 無し P5 参照									

- ① レンタル総合補償(ワイド補償)は原則として、レンタル申込時でのご加入となります。
レンタル機械の貸渡時に発行する伝票の「補償制度」加入欄を必ずご確認ください。
- ② レンタル総合補償(ワイド補償)は過去の事故件数・頻度等を勘案し、ご加入をお断りする場合がございます。
- ③ レンタル総合補償(ワイド補償)を適用することで、補償料が増額となる場合がございます。

レンタル総合補償(ワイド補償)

お申込み方法

レンタル出庫時から返却時までが補償対象となります

1



レンタル約款や、当該パンフレット内容等をご確認いただけます。

2



レンタル申込時にレンタル総合補償(ワイド補償)をご加入いただきます。

3



出庫伝票をお渡し～補償スタート。作業時は大切に伝票を保管ください。

4



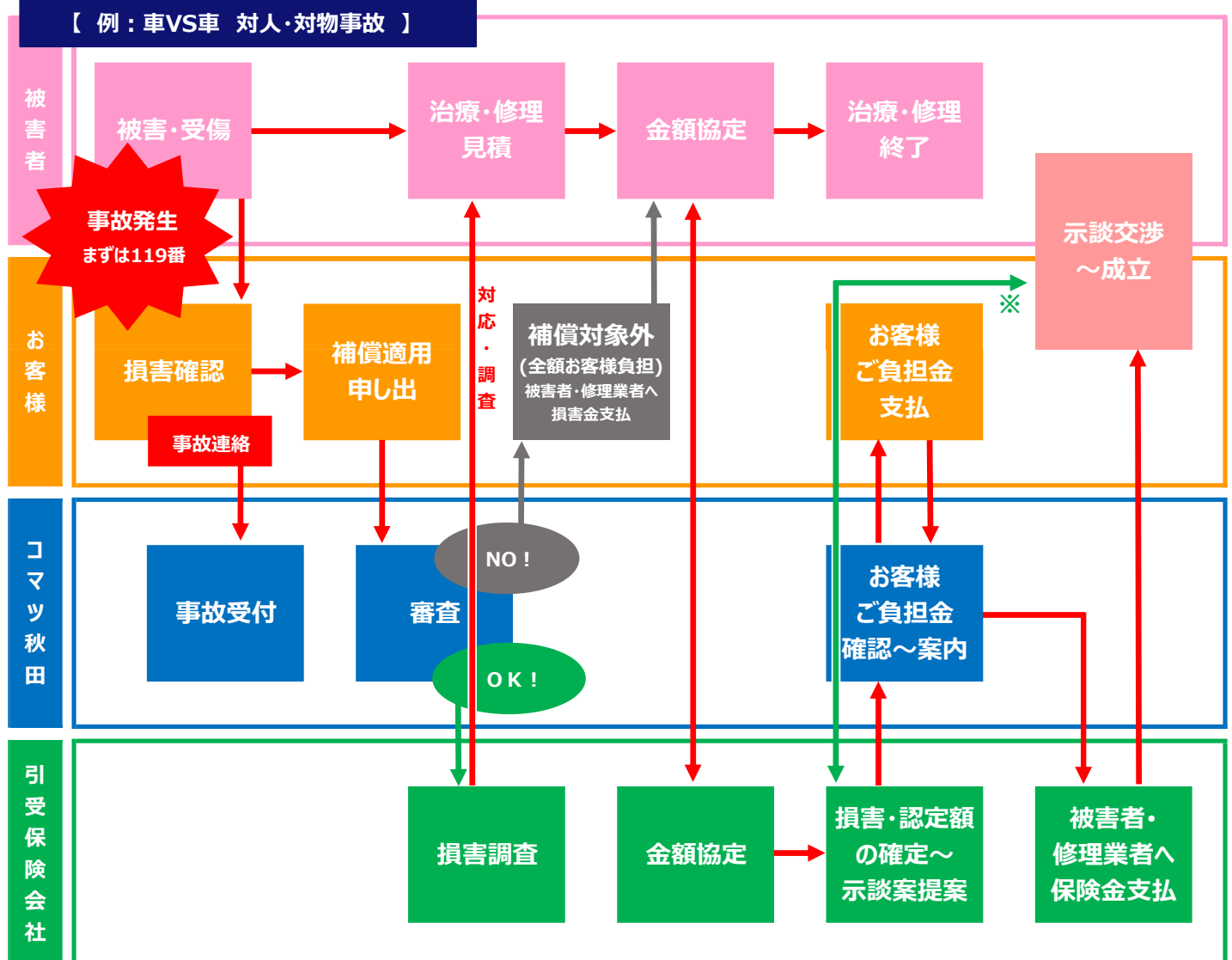
作業終了～返却とともに補償も終了します。

レンタル総合補償(ワイド補償)

事故発生時の流れ

速やかに事故対応・事故連絡をお願いします

【例：車VS車 対人・対物事故】



軽トラック、ダンプ、クレーン付き車両、散水車、高所作業車等のレンタカー及び登録ナンバー付き建設機械で、賠償責任(対人・対物)事故が発生した場合に以下の3つの補償がご利用できます。

対人賠償責任補償

登録ナンバー付きレンタカー・建設機械の事故により他人を死亡させたり、怪我をさせた場合、法律上の損害賠償責任に対して、対人賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受けることができます。



対物賠償責任補償

登録ナンバー付きレンタカー・建設機械の事故により他人の財物(自動車・家屋等)を壊した場合、法律上の損害賠償責任に対して、対物賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受けることができます。



搭乗者傷害補償※

登録ナンバー付きレンタカーの運行中に起きた事故により契約車両に搭乗中の方が亡くなったり、怪我をされた場合に生じる逸失利益や治療費等について1事故1名ごとに搭乗者傷害補償の定める補償範囲内でスピーディに補償を受けることができます。



※建設機械は対象外です。

【 補償対象となる主なもの 】

- 車両・機械による事故により、歩行者・相手自動車に乗車中の方等、他人を死傷させた場合。
- 車両・機械による事故により、自動車・家屋等、他人の財物に損害を与えた場合。
- 車両による単独事故により、ご加入の車両に搭乗中の他人を死傷させた場合。
- 車両による単独事故以外の事故により、ご加入の車両に搭乗中の他人を死傷させた場合。

- (例) 1. 運転ミス・操作ミスが原因で、第三者の財物を破損させてしまった。
2. 現場内で、お客様同一会社の社員・管理物「以外」の財物を破損させてしまった。
3. 除雪作業中、雪に埋もれた看板等に誤って接触し破損させてしまった。

【 補償対象とならない主なもの 】

- レンタル総合補償(ワイド補償)制度にご加入いただいていない場合(伝票「補償制度」欄が未加入の場合)
- 事故発生後、速やかに当社に事故連絡がない場合(事故現場より事故連絡がない場合)
- 当社に連絡がないまま継続利用し、損害が追加発生・拡大した場合。
- 警察への届出を怠った場合(事故証明がない場合)
- 無理乱暴・目的外使用・危険行為・故意・重大な過失による損害。
- 補償対象者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。
- 補償対象者の使用人が、補償対象者の業務従事中に被った身体の障害に起因する損害。
- 補償対象者が所有・使用・管理する財物(受託物含む)に生じた損害。
- 補償対象者の会社従業員、及び使用人の身体に与えた損害。
- 補償対象者と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居親族・会社同僚の場合。
- 事故の間接損害①(車両入替費用、運搬代、代替車両・建設機械のレンタル料金、修理期間休業補償費用等)
- 事故の間接損害②(転落事故等による引きあげ費用・応急復旧費用等)
- 同一現場、同一作業での複数回事故、危険行為による破損等、予見できた損害。
- 製造元が定める正しい使用方法「以外」での使用中に発生した損害。
- 無断で転貸し、発生した損害。
- レンタル期間中の日常点検怠りや燃料・オイル不足等により生じた損害。
- 機械等の油・燃料等で汚染物質を流出し、公共水域(海・河川・湖沼・運河等)に与えた損害。
- 当補償制度にて取り決めている賠償額を超える分の損害。
- 戦争・暴動・労働紛議に起因する損害や地震もしくは噴火等の天災、またはこれらによる津波によって生じた損害。
- 不誠実行為(窃盗・強盗・詐欺横領等)により発生した事故。
- 差押・徴発・没収・破壊等、国または公共団体等の公権力行使によって生じた損害。
- 塵埃・騒音・振動・核汚染等によって生じた損害。
- 搭乗者傷害補償における対象とならない主なものに該当する場合。
 - ・ 補償対象者が法令に定められた運転資格等を持たないで運転した場合。
 - ・ 補償対象者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で補償対象車両搭乗中に生じた損害。

※ その他引受保険会社「約款」等で規定する免責事由に該当する場合は補償対象となりません。

- 登録ナンバー付きレンタカー・建設機械の事故による「被害者との示談代行」は引受保険会社が行いますので、事故現場等で示談を行わないでください。届出なしに示談された場合、補償できない場合がございます。
- 補償適用までの対応・調査・判断を引受保険会社主導で行います。
- 被害者との示談や話し合いに、当社は一切関与いたしません。

油圧ショベルやブルドーザ等の登録ナンバー無し自走式建設機械で現場作業中に賠償責任(対人・対物)事故が発生した場合に、以下の2つの補償がご利用できます。

対人賠償責任補償

登録ナンバー無し自走式建設機械の事故により他人を死亡させたり、怪我をさせた場合、法律上の損害賠償責任に対して、対人賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受けることができます。



対物賠償責任補償

登録ナンバー無し自走式建設機械の事故により他人の財物(自動車・家屋等)を壊した場合、法律上の損害賠償責任に対して、対物賠償責任補償の定める補償範囲内で補償を受けることができます。



【 補償対象となる主なもの 】

- 機械による事故により、歩行者・相手自動車に乗車中の方等、他人を死傷させた場合。
- 機械による事故により、自動車・家屋等、他人の財物に損害を与えた場合。

- (例) 1. 運転ミス・操作ミスが原因で、第三者の財物を破損させてしまった。
2. 現場内で、お客様同一会社の社員・管理物「以外」の財物を破損させてしまった。
3. 掘削作業中、請負工事「以外」の埋没水道管等を誤って破損させてしまった。

【 補償対象とならない主なもの 】

- レンタル総合補償(ワイド補償)制度にご加入いただいていない場合(伝票「補償制度」欄が未加入の場合)
- 事故発生後、速やかに当社に事故連絡がない場合(事故現場より事故連絡がない場合)
- 当社に連絡がないまま継続利用し、損害が追加発生・拡大した場合。
- 警察への届出を怠った場合(事故証明がない場合)
- 無理乱暴・目的外使用・危険行為・故意・重大な過失による損害。
- 補償対象者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。
- 補償対象者の使用人が、補償対象者の業務従事中に被った身体の障害に起因する損害。
- 補償対象者が所有・使用・管理する財物(受託物含む)に生じた損害。
- 補償対象者の会社従業員、及び使用人の身体に与えた損害。
- 補償対象者と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居親族・会社同僚の場合。
- 事故の間接損害①(車両入替費用、運搬代、代替車両・建設機械のレンタル料金、修理期間休業補償費用等)
- 事故の間接損害②(転落事故等による引きあげ費用・応急復旧費用等)
- 同一現場、同一作業での複数回事故、危険行為による破損等、予見できた損害。
- 製造元が定める正しい使用方法「以外」での使用中に発生した損害。
- 無断で転貸し、発生した損害。
- 登録ナンバー無し自走式建設機械の現場以外の公道走行時の事故。
- レンタル期間中の日常点検怠りや燃料・オイル不足等により生じた損害。
- 機械等の油・燃料等で汚染物質を流出し、公共水域(海・河川・湖沼・運河等)に与えた損害。
- 当補償制度にて取り決めている賠償額を超える分の損害。
- 戦争・暴動・労働紛議に起因する損害や地震もしくは噴火等の天災、またはこれらによる津波によって生じた損害。
- 不誠実行為(窃盗・強盗・詐欺横領等)により発生した事故。
- 差押・徴発・没収・破壊等、国または公共団体等の公権力行使によって生じた損害。
- 塵埃・騒音・振動・核汚染等によって生じた損害。
- 重大な法令違反によって生じた損害(無免許運転・酒気帯び運転等)

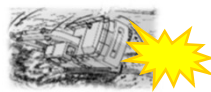
※ その他引受保険会社「約款」等で規定する免責事由に該当する場合は補償対象となりません。

- ・ 登録ナンバー無し建設機械の事故による「被害者との示談代行」は引受保険会社で対応できませんが、事故処理や対応に関するサポートは引受保険代理店が補償内容に基づいて行いますので、届出なしに示談された場合、補償できない場合がございます。
- ・ 補償適用までの対応・調査・判断を引受保険会社主導で行います。
- ・ 被害者との示談や話し合いに、当社は一切関与いたしません。

登録ナンバー付きレンタカー・建設機械、及び登録ナンバー無し自走式建設機械・その他動力機器を使用中・保管中・その他偶然な事故により、損傷した場合にお客様がご負担する修理費等、損害額の一部を補償いたします。

動産補償※

登録ナンバー付きレンタカー・建設機械、及び登録ナンバー無し自走式建設機械・その他動力機器そのものに損害が発生した場合、お客様がご負担する修理費等損害額の一部について個別補償範囲内で補償を受けることができます。



※【レンタル賠償補償】 特約付き

保管中の機械破損時に適用されます。

※【Wレンタル賠償補償】 特約付き

水害以外のWレンタル機械破損時に適用可能ですが、原則としてWレンタル機の損害には当該Wレンタル元の補償制度が優先されます。
(Wレンタル機の水害は対象外です)

【 補償対象となる主なもの 】

- 車両・機械・その他動力機器等の使用中、現場内で発生した偶然な事故(定められた正しい使用方法での事故)
- 車両・機械・その他動力機器等の保管中、現場内で発生した火災・水害・いたづら・盗難による損害。

- (例) 1. 吊り作業中に地盤が崩れて、油圧ショベルが横転～破損した。
2. 林道掘削作業中に転石が油圧ショベルに接触～破損した。
3. 運搬排雪作業中に滑って、ダンプが雪壁に激突～破損した。

【 補償対象とならない主なもの 】

- レンタル総合補償(ワイド補償)制度にご加入いただいていない場合(伝票「補償制度」欄が未加入の場合)
 - 事故発生後、速やかに当社に事故連絡がない場合(事故現場より事故連絡がない場合)
 - 当社に連絡がないまま継続利用し、損害が追加発生・拡大した場合。
 - 警察への届出を怠った盗難事故、又は警察に受理されない盗難事故。
 - 無理乱暴・目的外使用・危険行為・故意・重大な過失による損害。
 - 地下・トンネル内・解体・船上現場、海辺で長期間使用する現場、山上等で転落の可能性がある現場の事故。
(個別に補償条件・補償料等を設定させていただく場合、当補償制度の加入自体をお断りさせていただく場合あり)
 - 事故の間接損害①(車両入替費用、運搬代、代替車両・建設機械のレンタル料金、修理期間休業補償費用等)
 - 事故の間接損害②(転落事故等による引きあげ費用・応急復旧費用等)
 - 同一現場、同一作業での複数回事故、危険行為による破損等、予見できた損害。
 - 製造元が定める正しい使用方法「以外」での使用中に発生した損害。
 - 無断で転貸し、発生した損害。
 - レンタル期間中の日常点検怠りや燃料・オイル不足等により生じた損害。
 - 始業点検を怠ったことによるエンジン焼付等の損害。
 - 横転・水没等によりエンジンに損傷が生じている可能性のあるにも関わらず、エンジン再始動を行った場合。
 - バケット・履帯・ツース・油圧ブレーカのノミ等、消耗品の損害やアタッチメント等の常時、他と接触する部分の損害。
 - レンタル機械に装着されている部品の盗難(シリンダー、バッテリー等)
 - アタッチメント・ガラス・ホース等の単独損害(なお、アタッチメントは装着機械と同時損害であれば対象となる場合あり)
 - 登録ナンバー無し自走式建設機械の現場以外の公道走行時の事故。
 - 回避義務(適切な盗難防止処置、予報されている台風・大雨や河川氾濫等からの避難)を怠ったことによる損害。
 - 自動車・自走式建設機械等の操作ミスによるクラッチ摩耗やその他摩耗。
 - 戦争・暴動・労働紛議に起因する損害や地震もしくは噴火等の天災、またはこれらによる津波によって生じた損害。
 - 不誠実行為(窃盗・強盗・詐欺横領等)により発生した事故。
 - 差押・徴発・没収・破壊等、国または公共団体等の公権力行使によって生じた損害。
 - 塵埃・騒音・振動・核汚染等によって生じた損害。
 - 重大な法令違反によって生じた損害(無免許運転・酒気帯び運転等)
- ※ その他引受保険会社「約款」等で規定する免責事由に該当する場合は補償対象となりません。

- 修理費(税抜)75万円超の高額修理の場合は修理費の20%、全損の場合は再調達価額の30%をご負担いただきます。
また、盗難～所轄警察署への届出日より30日経過時点で該当車両・機械が発見できない場合、再調達価額の30%をご負担いただきます。なお、全損時や盗難時の状況・保管状態等により50%をご負担いただく場合がございます。
- 全損・盗難・修理期間中における休業損害は、お客様の実費負担となります。

必要資格一覧表

ご参考資料

機械区分		資格区分		公道上での 運転資格	当社取扱 主要機種
油圧ショベル (クローラ式)	機体質量3t未満	特別教育	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削)		PC30MR、PC38UUまで
	機体質量3t以上	技能講習			PC40MR、PC58UU以上
	アーム クレーン付き※	最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	小型移動式クレーン		PC30MR、PC58UUまで(0.9t)
		最大吊上げ荷重1t以上5t未満			PC38UU-6(1.2t)、PC78US、 PC138USロング(1.7t)、PC120以上(2.9t)
	解体用機械	機体質量3t未満	車両系建設機械 (解体用)		PC30MRまで
		機体質量3t以上			PC40MR以上
ホイールローダ	機体質量3t未満	特別教育	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削)	小型特殊 大型特殊免許	WA30、WA40、WA50 (AP付き車両は大型特殊免許)
	機体質量3t以上	技能講習			WA100M以上
ブルドーザ	機体質量3t未満	特別教育	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削)		
	機体質量3t以上	技能講習			D21P以上
モータグレーダ	機体質量3t以上	技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削)	大型特殊免許	GD405A
クローラダンプ	最大積載量1t未満	特別教育	不整地運搬車	小型特殊 大型特殊免許	CD10R
	最大積載量1t以上	技能講習			C30R以上
ローラ (振動/タイヤ/マカダム)	制限無し	特別教育	締め固め用機械	小型特殊 大型特殊免許	ハンドローラー、コンバインド、10tタイヤ
クローラクレーン ※	最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	特別教育	小型移動式クレーン		
	最大吊上げ荷重1t以上5t未満	技能講習			
クレーン付きトラック ※	最大吊上げ荷重1t以上5t未満	技能講習	小型移動式クレーン	準中型 中型免許	2TU(3段2.6t/5.5t)、 4TU(4段2.9t/8t)
高所作業車	作業床高さ2m以上10m未満	特別教育	高所作業車	準中型 中型免許	
	作業床高さ10m以上	技能講習			高所12m(3tベース/7t)、 高所27m(4tベース/8t)
フォークリフト	最大荷重1t未満	特別教育	フォークリフト	小型特殊 大型特殊免許	
	最大荷重1t以上	技能講習			2.5tフォークリフト
玉掛作業 ※	最大吊上げ荷重1t未満	特別教育	玉掛		
	最大吊上げ荷重1t以上	技能講習			

※ クレーン作業にあたり、玉掛作業者は吊上げ荷重の区分により「玉掛技能講習」、「玉掛特別教育」の修了証が必要です。

- ご利用いただく機械により必要資格が異なる場合もございますので、詳しくは当社担当者にお問い合わせください。
- 法改正等により、必要運転資格や機械区分等が変更になる場合がございます。
- 「機械区分」の基準は、機体質量(作業装置・油等を除いた機械本体の乾燥単体質量)であり、機械質量(オペレータ質量を加味せず、運転・作業できるように装備し、規定量のオイル等を加え、燃料も満タン時の無負荷湿式質量)ではございません。

自動車運転免許区分【免許証の取得日・種類・条件等をご確認ください】					
最大積載量	車両総重量	乗車定員	10人以下	29人以下	30人以上
6.5t以上	11.0t以上	大型 【21歳以上で普通免許取得3年以上 他条件あり】			当社取扱 レンタカー運転可否
6.5t未満	11.0t未満	中型 【20歳以上で普通免許取得2年以上経過】			軽トラ・軽ダンプ、2TD、2TD4WD、2TDFG、2TU、 散水車、高所12m・27m、4TD、4TU等(全て可能)
5.0t未満	8.0t未満	中型(8t限定) 【2007年6月1日以前に普通免許を取得】			軽トラ・軽ダンプ、2TD、2TD4WD、2TDFG、2TU、 散水車、高所12m・27m、4TD、4TU等(全て可能)
4.5t未満	7.5t未満	準中型 【2017年3月12日以降に準中型免許を取得】			軽トラ・軽ダンプ、2TD、2TD4WD、2TDFG、2TU、 散水車、高所12mまで
3.0t未満	5.0t未満	準中型(5t限定) 【2007年6月2日以降2017年3月11日以前に普通免許を取得】			軽トラ・軽ダンプ、2TD、2TD4WD まで
2.0t未満	3.5t未満	普通免許 【2017年3月12日以降に普通免許を取得】			軽トラ・軽ダンプ まで

- 「車両総重量」= 車両重量+乗車定員数×55kg+最大積載量 (自動車検査証をご確認ください)
- 準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。
- 免許の条件等に「AT車に限る」と表記されている方は、当社取扱レンタカー「軽トラのオートマ車」のみ運転可能です。
- 2TU、4TU、高所作業車等は自動車運転免許証以外に、作業内容により上記機械区分に応じた修了証が必要になります。

事故が起きた！

その時は!?

① まずは、負傷者の救護を！【 119番 】

人身事故の場合は救護第一。被害者の氏名・会社名、連絡先等を確認ください。



② 現場・路上での二次災害・危険防止を！

二次災害が起きないように加害者・被害者双方の安全を確保し、可能ならば安全な場所へ移してエンジンを切ってください。

③ 警察へ事故届出を！【 110番 】

公道上での事故は全て警察へ事故届出をしてください。人身事故はその旨を伝えること(届出がない場合、補償対象外です)

④ 速やかに当社担当者にご連絡を！

事故発生時点で把握している事柄だけでも第一報として当社担当者へ報告ください(報告がない場合、補償対応できかねます)

- ・ 被害者に対する損害賠償責任は当事者にあり、当社が責任を負うものではありません。
- ・ 当補償制度は事故を起こされた当事者に対し、当社がその損害の一部を負担するものです。
- ・ 相手損害金額の認定は引受保険会社が調査の上、決定します。その超過分は補償対象外となります。
- ・ 事故発生後、当社の承諾なしに修理することを禁じます。無断で修理した場合、修理のやり直しをしていただくことがあり、その場合は補償対象外とさせていただきます。
- ・ 被害者との示談や話し合いに、当社は一切関与いたしません。



本社	／	〒010-0942	秋田市川尻大川町9-48	☎ 018-865-1330
レンタル秋田営業所	／	〒010-0942	秋田市川尻大川町9-48	☎ 018-865-0067
レンタル能代営業所	／	〒018-2104	山本郡三種町鹿渡字西小瀬川275-2	☎ 0185-72-2006
レンタル大館営業所	／	〒017-0878	大館市川口字隼人岱2-1	☎ 0186-42-2128
レンタル鹿角営業所	／	〒018-5141	鹿角市八幡平字赤淵272-1	☎ 0186-32-2901
レンタル由利営業所	／	〒015-0061	由利本荘市二十六木字岡本1	☎ 0184-24-0263
レンタル神岡営業所	／	〒019-1702	大仙市北檜岡字方尺坊31	☎ 0187-72-2936
レンタル神代営業所	／	〒014-1113	仙北市田沢湖卒田字南竹原105	☎ 0187-44-3747
レンタル横手営業所	／	〒013-0053	横手市外目字大谷地1-20	☎ 0182-35-2140

コ マ ツ 秋 田 株 式 会 社